金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する 内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見について

今般、標記改正案(2021年12月24日公表)に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以上

「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見

No	. 分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
1	新オプトアウト (容易に知り得る状態)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (2)上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知①	上場企業等が容易に知り得る状態とは、必ずしも「例えば」以下の場合に限らず、各金融機関において「上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態」と合理的に判断される他の方法も認められるとの理解でよいか。また、例示として定められている「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等」との記載は、「店頭での常時掲示」と「ホームページへの常時掲載」を必ず同時に行うことを求める趣旨ではなく、「上場企業等が容易に知り得る状態」にある限りにおいてホームページへの常時掲載のみとすることも妨げられないとの理解でよいか。 なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101_guidlines01.pdf)67頁※2では、「「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない(規則第7条第1項第2号)。」とされており、窓口掲示とホームページへの掲載を必ずしも同時に行うことまでは求められていない。また、金融審議会市場制度WG報告書においても、「自社のウェブサイトに掲載するだけで良いとする」と記載されている。
2	新オプトアウト (容易に知り得る状態)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	153条1項7号ス、同条1項8号 金融商品取引業者等向けの総 合的な監督指針【新旧対照 表】(案)IV3-1-4(2)	オプトアウト方針について「上場企業等が容易に知り得る状態に置いている」ことを求められる対象は、同オプトアウト制度に基づき情報連携しようとする証券会社及び登録金融機関とされているが、例えば、グループ金融機関で共通の取扱いとしている場合に、グループの持株会社のウェブサイトに詳細を掲載し、子会社である証券会社や登録金融機関のウェブサイトにおいて当該持株会社のウェブサイトへのリンクを掲載する取扱いは認められるか。
3	新オプトアウト (登録金融機関と委託 金融商品取引業者間との 間、登録金融機関におけ る金融商品仲介業務従 事者と融資業務従事者と の間、の情報共有に係る 同意・みなし同意)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	150条5号二	登録金融機関における金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間での非公開融資等情報の取扱いについて、金融商品取引業等に関する内閣府令改正案150条5号イ括弧書きでは、123条1項24号に規定する顧客の書面または電磁的記録による同意がある場合にも、授受が許容されることが規定されている。この趣旨を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令改正案150条5号ニにおいても、123条1項24号に該当する場合には、非公開融資等情報の授受が許容されるよう、150条5号イ括弧書きに準じた追記をご検討頂きたい。
4	新オプトアウト (個別限定的な行使)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	第153条第1項第7号ヌ等	新たなオプトアウトにおいて、全ての非公開情報の授受についてのオプトアウトだけではなく、①非公開情報の共有を 行う目的や②非公開情報の範囲等を限定した、個別限定的なオプトアウトの行使も認められるとの理解でよいか。

No.	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
5	· ·	する内閣府令【新旧対照	第123条第1項第18号卜、 153条第1項7号录、同条第2 項等	153条1項7号ヌでは「(その求めがある場合を除く)」とあるが、仮に「その求め」(オプトアウトの行使)があった後、顧客の要望にもとづいて改めて情報共有を可能な状態にするためには、①書面又は電磁的記録による同意(153条1項7号イ)を取得すること、②法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供(153条2項)を行うこと(顧客の意向に沿っていることが前提)、③当該撤回の意思を金融機関側で適切な方法で確認・記録する等して新オプトアウトにおける停止の求めがない状態に戻る(153条1項7号ヌ)ことのいずれの方法も可能との理解でよいか。その際に、顧客の要望に応じて、(ア)非公開情報の共有を行う目的や(イ)非公開情報の範囲等を限定した個別の(限定的)な同意(みなし同意を含む)を得た場合には、当該同意を得た範囲において、再び非公開情報の共有が可能になるとの理解でよいか。また、上記の取り扱いは、第123条第1項第18号トに係る新たなオプトアウト制度についても同様との理解でよいか。
6	,		第123条第1項第18号卜、 153条第1項7号又、同条第2 項等	現行オプトアウト制度におけるオプトアウトが行使された後に、改めて情報共有を可能な状態にするための手続きとして、過去のパブリックコメントでは「改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められない」との見解が示されているが、今般の改正により、当該顧客の同意は、書面だけでなく電磁的記録によるものも許容されるとの理解でよいか。 【過去のパブリックコメント結果(2009年1月21日公表)】 Q. 今回の改正の施行前に情報共有に同意している顧客に対して、オプトアウトの機会を敢えて付与することとした場合で、当該顧客より情報共有停止を求められた場合には、提供・受領が認められなくなるのか。なお、その場合でも停止を求められるまでに提供・受領した情報に関しては、その後も引き続き、各法人において利用できるとの理解でよいか。 Q. 法人顧客がオプトアウトした場合、当該法人顧客がオプトアウトする以前に金融商品取引業者等が親子法人等から取得した当該法人顧客に関する非公開情報については、それを引き続き共有すること、及びそれを利用して当該法人顧客に金融商品取引契約の締結を勧誘することは許されるか。 A. 法人顧客がオプトアウトした場合、顧客の書面による同意があるものとみなされなくなる結果、証券会社がオプトアウト前にグループ会社から取得した当該顧客に関する非公開情報を、オプトアウト後にグループ会社に提供することや勧誘に利用することは、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められないものと考えられます。

No.	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
7	新オプトアウト (行使前に取得した情報 の行使後における取扱 い)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	153条第1項第7号3等	新オプトアウト制度において、オプトアウト行使「前」に取得した情報については、仮にオプトアウトされた場合でも、現行制度(以下パブリックコメントにおける見解)と同様、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であるとの理解でよいか。 【過去のパブリックコメント結果(2009年1月30日公表)】 Q. 適切なオプトアウトの機会を提供のうえ、非オプトアウト顧客の非公開情報を授受した場合において、その後、オプトアウトされた場合でも、当該オプトアウト権利行使前に取得した情報については、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であるとの理解でよいか。 A. 貴見のとおりと考えられます。ただし、顧客によりオプトアウトされる以前に親子法人等から取得した当該顧客に関する非公開情報を、オプトアウトされた後に、親子法人等に提供すること等は、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められないものと考えられます。
8	新オプトアウト (包括同意取得済顧客 の取扱い)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	153条第1項第7号イ、ヌ等	既存のオプトイン制度(金商業等府令案153条第1項第7号イ)における包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たすとしても、金融商品取引業者のホームページ上で、新オプトアウト制度(金商業等府令案153条第1項第7号ヌ等)ではなくオプトイン制度の対象顧客として取り扱う旨を記載して公表している場合は、そのように取扱い続けることも可能との理解でよいか(この場合、顧客から情報共有の停止を求められた場合には、オプトアウトではなく、オプトインの取下げとして適切に対応する)。また、既存のオプトイン制度で包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たす者について、金融商品取引業者のホームページ上で、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱う旨や、新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する旨を記載して公表している場合には、新オプトアウト制度の対象顧客として取扱うことが可能との理解でよいか(この場合、顧客から情報共有の停止を求められた際は、オプトアウトとして適切に対応する)。上記のいずれの取扱いとするかについては、各金融機関において選択することが可能との理解でよいか。
9	新オプトアウト (個別同意取得済顧客 の取扱い)	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	153条第1項第7号イ、ヌ等	個別案件に限定したオプトインを得ている顧客については、当該顧客が上場企業(グループ)等であれば、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取扱うこととしたうえで、同時に、顧客から特段の意思表示がなかった個別オプトイン以外の情報については新オプトアウトの対象とする(オプトアウトが行使されるまで情報共有が可能)ことが可能との理解でよいか。前提として、例えばホームページにおいて、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取扱うこと、および、非個別同意部分については新オプトアウトの対象であることを掲載しておくことにより、オプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨、顧客側で容易に知り得る状態となっていることを想定している。

No	. 分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
10	(上場企業等の子会社	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	123条1項18号ト(1)~(4)	金商業等府令第123条第1項18号ト(1)~(4)における「子会社等」については、金商法施行令第15条の16第3項において「親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう」とされていると理解。金融機関が顧客の「子会社等」への該当性を判断する際には、顧客の申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関において一律にこれを挙証する登記簿謄本や契約書等の内容を確認することまで求められるものではないとの理解でよいか。
11	(上場しようとする株式会	金融商品取引業等に関する内閣府令【新旧対照表】(案)	123条1項18号卜(2)	「(金融商品取引所がその業務規程に定める有価証券の)上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約」又は「法第百九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約」のいずれかを締結しているものに限るとされているところ、各契約の締結の有無は、顧客からの申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関においてそれを挙証する契約書の内容の確認まで一律に求められるものではないとの理解でよいか。 (顧客が、グループ会社以外の証券会社と契約している等の場合、実際の契約書の内容を確認することが困難なケースが想定される。)
12		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (2)上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知(注)	「上場しようとする株式会社に係る非公開情報の授受を行うにあたっては、その該当性について適切な確認(過去に該当していたものが引き続き該当しているか否かの確認を含む。)を要することに留意する」という点については、金融機関が顧客との日常的なコミュニケーション等によってその該当性に変更があると見込まれる情報を得ているケースのほか、例えば、顧客に定期的に確認する(例えば1年ごと等)方法も許容され得るとの理解でよいか。
13		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (2)上場企業等	「法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出している者」について、その該当性に変更があったことを認知する場合について、金融機関が顧客との日常的なコミュニケーション等によってその該当性に変更があると見込まれる情報を得ているケースのほか、有価証券報告書は事業年度経過後三月以内の提出を原則としているが、例えば「事業年度経過後三月以内の提出」がなされないことを以て該当性に変更があったと判断することも許容され得るか。

N	o. 分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
1	新オプトアウト (容易に知り得る状態と なってから情報共有可能と なるまでの期間)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)		新オプトアウトは、業府令153条第2項のオプトアウトの場合と異なり、開始にあたって顧客宛てに通知がないことから、「オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間」については、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから顧客がそれを認識することに要すると考えられる合理的な期間も勘案して適切に判断することが必要との理解でよいか。それも含めて、新オプトアウトについて「オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間」はどの程度必要か。また、この場合に、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれていることを顧客に認識させる方法として、金融機関が顧客に対して個別に新オプトアウト制度に関してホームページに掲載等していることについての通知または説明を行うことも許容され得るとの理解でよいか。 【過去のパブリックコメント結果(2009年1月30日公表)】 Q.「オプトアウトの権利を行使するために必要な期間」とはどの程度か。 A. 各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、通知が顧客に接到し、顧客がオプトアウトするか否かについて判断するのに要する期間として、例えば一週間程度とすることも考えられます。
1	新オプトアウト (容易に知り得る状態と なってから情報共有可能と なるまでの期間)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (2)上場企業等	新オプトアウト制度において、金融機関が顧客に対して個別に新オプトアウト制度に関してホームページに掲載等していることについての通知または説明を行っておらず、ホームページ掲載等のみで対応している場合、新オプトアウト制度にもとづき情報共有が可能となるまでの期間の考え方に関しては、①既存の上場企業(グループ)等に該当する顧客が改正府令施行に伴い新オプトアウトに移行しようとする場合、②施行後であって金融機関が新オプトアウト制度についてホームページ掲載等を実施済である中で顧客が上場企業(グループ)等に移行した場合のそれぞれについて、その起算点や期間はどのように考えればよいか。
1	新オプトアウト 6 (現行オプトアウトから新 オプトアウトへの移行)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (2)上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知③	新オプトアウト制度は顧客への通知が必要となるものではない以上、現行オプトアウト制度でオプトアウト行使をしていない顧客について、現行オプトアウトから新オプトアウトへの移行にあたり、顧客への個別の通知等は不要との理解でよいか。 前提として、例えばホームページ上での掲載によって、「現在は現行オプトアウト制度で個別に通知を行ったうえで停止の求めをされてないことをもって情報共有している顧客であっても、今回、新オプトアウト制度の適用対象にする」、「新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する」、といった点を顧客において分かり易いよう明示し、かつ、オプトアウトの行使ができることが顧客側で容易に知り得る状態となっていることを想定している。

N). 分 類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
1	頂点企業による 一括オプトアウト (主体や範囲が矛盾しな いオプトアウトとオプトイン)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (2)上場企業等	
1	頂点企業による 一括オプトアウト 3 (一括行使後の各グルー プ企業との個別のオプトア ウト、オプトイン)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (2)上場企業等に対するオプトアウトの機会等の周知⑤	
1	頂点企業による 一括オプトアウト (グループ企業に外国法 人が含まれる場合)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (2)上場企業等	頂点企業による一括オプトアウト時における当該頂点企業のグループ内外国法人の取扱いについては、そもそも外国法人に係る非公開情報は情報授受規制から除外されている(令和3年6月30日付公布・施行「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」)ことから、新オプトアウト制度上はオプトアウト行使の対象外となるとの理解でよいか。そのうえで、当該外国法人に係る非公開情報の共有の是非については、頂点企業や当該外国法人自身の意思を踏まえて、金融機関において適切に対応するということでよいか。

No	. 分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
20	オプトイン簡素化(法定帳簿)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-3-3業務に関する帳簿書類 関係	オプトイン簡素化により許容される手段で取得した同意の法定帳簿としての保存方法については、令和3年6月30日付で公布・施行された府令改正「前」に存在した外国法人特例にもとづき取得した電子メールによる同意について以下パブリックコメントにおいて示された方法は少なくとも認められるとの理解でよいか。 【過去のパブリックコメント結果(2014年3月28日公表)】 Q.「(同号イの規定により書面による同意を得たとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録)」とは、たとえば、Eメールにより同意とみなされる場合にはそれをプリントアウトして保存すればよいか。 Q. 証券会社の法定帳簿として、「第153条第1項第7号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録」が追加されているが、具体的な法定帳簿の保存方法として、例えば電子メールを印刷して保存せずとも、電子メールをPDFファイルにして保存する方法等で問題ないか。 A. 法定帳簿であることが明確になるような形で記録が保存されている限り、基本的には貴見のとおりと考えられます。
21	オプトイン簡素化 (法定帳簿)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-3-3業務に関する帳簿書類 関係	ウェブサイト上のフォームへの入力等により電磁的記録にて同意を得た場合、同意年月日、住所及び氏名をシステム的に記録しておけば法定帳簿としての要件を満たすか。 また、この場合に、同意書の雛形にシステム的に保存された情報を転記してプリントアウトのうえ保存することが法定帳簿としての要件として必要か。
22	顧客情報管理 (Need to know原 則)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案) 主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-2-4(1)顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項他 Ⅲ-3-3-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢 他	今般の改正案において、監督指針に追記された『Need to knowの原則』は、法律上の義務として記載しているのではなく、顧客等に関する情報管理態勢の整備に当たってのプリンシプルとして参考とすべき考え方であるとして記載しているとの理解でよいか。
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	II-3-2-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢 他	
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4-(1)顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項①	
23	顧客情報管理 (Need to know原 則)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-3-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢①	Need to know原則における「業務遂行上の必要性」とは、プリンシプルベースでその趣旨に則して判断されるものであって、例えば、顧客との間で特別な定めのない限り、情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、顧客の利益に資すると考えられる他のサービスを遂行する目的も含まれ得るとの理解で良いか。
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-3-2-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢①	

No	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4-(1)顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項③	「顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底(アクセス権限を有する者の範囲が Need to Know 原則を逸脱し
24	顧客情報管理 (Need to know原則を 踏まえた管理方法)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-3-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢③	たものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等)」について、基本的にはすべての顧客情報が対象であるとの理解でよいか。また、その場合、情報の種類や性質(例えば法人関係情報とそれ以外の顧客情報)に応じて適切な管理方法を選択することが許容され得るとの理解でよいか。
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-2-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢③	日 IR HK/ IC/NO C にとりならない。
25	顧客情報管理 「情報漏えい等が発生し	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-3-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢④	「必要に応じた」の削除は、現行の金商業者等向けの総合的な監督指針の記載と平仄を合わせるための修正と理
	(情報源えい等か発生した場合の公表)	中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-3-2-3-2(1)顧客等に関する情報管理態勢④	解しているが、事案の軽重を踏まえない全量の開示を求めるものではないとの理解でよいか。
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「プライベート部門(営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。)」と「パブ
26	法人関係情報管理 (プライベートとパブリックの 区分の考え方)		Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	リック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。)」について、これら定義を踏まえた各部門等のプライベートとパブリックの区分を行うに当たっては、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえて適切な場合には、各部門等の業務の性質に応じ
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	た区分とすることも許容されるとの理解でよいか。
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	
27	法人関係情報管理 (チャイニーズウォール)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)		「チャイニーズウォール(情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁)」につき、当該部署の個別具体的な業務内容等を勘案して、各金融機関の判断により、リスクベースでウォールの強弱/高低に差を設けることも許容され得るとの理解でよいか。
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	

No.	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「プライベート部門(営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。)」と「パブ
28		監督指針【新旧対照表】		リック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。)」について、ここでいう「部門」とは、必ずしも各行規程上の「部門」である必要はなく、それよりも小さな単位(部署、課・
		の総合的な監督指針【新	Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	
		【新旧対昭美】(安)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「プライベート部門(営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。)」と「パブリック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧うでその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。)」 ついて、例えば、銀行における政策投資部署のように、恒常的に法人関係情報を取得しており、かつ、有価証券の質しての他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理(あるいは自己取引又は委託取引の執行)を行っている る部門である場合(すなわち、いずれにも該当しうる場合)、当該部門のプライベート/パブリックの区分は、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨や、その業務の性質等を踏まえ、各行の判断に委ねられるとの理解でよいか。 なお、当該部門においては、当該部門が法人関係情報を入手している場合は当該情報にかかる発行体の有価証券の取引は行わない、または、当該部門に限らず銀行全体として法人関係情報を入手している場合(これに該当るか否かはコンプライアンス部門に照会するなどして確認)には当該法人関係情報にかかる発行体の有価証券の取引は行わないとの措置を取っており、これによって、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止をしている。
29	(政界投資の者等に係る プライベートとパブリックの区 分)	監督指針【新旧対照表】		
		の総合的な監督指針【新	* *	
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	
30			Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	各金融機関の営業部店の実態は様々であり、また、同一金融機関においても、各営業部店によって、その規模や取扱業務の範囲が異なることがあり得るため、営業部店のプライベートとパブリックの区分および区分を行う単位(部署、課・グループ等)については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨や、各営業部店の業務の性質等を踏まえ、各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。
		の総合的な監督指針【新	Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	

No	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	例えば、営業部店において個別銘柄の株式・社債等の商品説明・勧誘は行わず、株式・社債等の一般的な内容の
31	法人関係情報管理 (営業部店等に係るプラ イベートとパブリックの区分 (具体例①))	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	説明のみ行い、委託金融商品取引業者における証券口座の開設の勧誘等を行うにとどまる場合には、このような業務について限って言えば、「有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門など」には該当しないものと思われることから、この業務を行っていることのみをもって、当該業務を行っている営業部店やその部署等をパブリック部門に区分する必然性はなく、プライベート/
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	パブリックの区分は各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。
32		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利 用したインサイダー取引等の不公 正な取引の防止に係る留意事 項①	例えば、営業部店において、恒常的に法人関係情報を取得しており、かつ、融資業務において担保取得した特定で価証券等にかかる担保実行を行っている場合であっても、担保実行はあくまで債権保全のために行っており収益を」
	法人関係情報管理 (営業部店等に係るプラ イベートとパブリックの区分 (具体例②))		Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「プライベート部門(営業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。)」と「パブ リック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘
33	法人関係情報管理 (営業部門以外に係るプ ライベートとパブリックの区 分①)		Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。)」について、営業部門は「主として収益をあげるための業務を行う全ての部門をいう」とされている(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1(1)③)が、「主として収益をあげるため」ではなく、リスク管理等のために有価証券の売買を行っている部門(例えばCDS取引を行うCPM(クレジット・ポートフォリオ・マネジメント)の部署)がある場
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	合、当該部門のプライベート/パブリックの区分の要否およびいずれに区分するかは、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえ、各金融機関が適切に判断するとの理解でよいか。

N	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	
34	法人関係情報管理 (営業部門以外に係るプ ライベートとパブリックの区 分②)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)		例えば、監査部門等については、内部管理部門に属する営業部門でない部門であって、有価証券の売買等も行っていないことから、プライベートとパブリックの区分は、金融機関の判断で任意に行うことは妨げられないとしても、少なくとも監督指針では求めていないとの理解でよいか。
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	
35		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「パブリック部門(営業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等
	法人関係情報管理 (パブリック部門の定義に おける「有価証券」の定 義)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	を利用したインサイダー取引等の	の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えらる。)」について、ここでいう「有価証券」とは、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防が趣旨であると考えられることを踏まえれば、上場会社等が発行する特定有価証券等(金融商品取引法第165第1項)を指すとの理解でよいか。
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	Ⅲ-2-4(3)法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項①	「経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合 とは、役員自身が自らの所属す
36				るプライベート部門の業務として関与する案件についての情報伝達を個別に受ける場合ではなく、例えば、法人関係情報を管理するシステムにおいて自身が自らの所属するプライベート部門の業務として関与する案件以外の法人関係情報へのアクセス権限も経営管理上の必要性から付与している場合等、特別の権限を付与している場合との理解でよいか。
			Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止①	

No.	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
37	法人関係情報管理 (「その関係者」の定義	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	Ⅲ-3-3-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止②	今般追記された「その関係者」の範囲および適切な内部管理態勢のあり方については、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止という趣旨を踏まえ、各部門等の業務の性質に応じ、各金融機関が適切
	等)		Ⅲ-3-2-3-2(3)法人関係情報 を利用したインサイダー取引等の 不公正な取引の防止②	
38		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (5)内部管理業	営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため、非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとされていることから、当該担当者は、①証券会社等又はその親子法人等のうち、当該担当者が所属する法人Aの内部管理部門等(営業部門以外。以下同じ)が他の法人Bから受領した当該非公開情報を、法人Aの内部管理部門等から受領することや、②当該業務のために、他の法人Bの内部管理部門等又はその営業部門から、法人Aの内部管理部門等を経由せずに直接受領することができる(①・②とも、法人Bは、法人Aの営業部門の当該担当者に直接提供することができる)、との理解でよいか。
39			IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (5)内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項③イ	営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当する者が配置されている場合とは、当該担当者が営業部門との兼務を認められていることからして、専ら金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務に従事することや、専ら営業部店における法令遵守管理に関する業務に従事することまでが求められるものではなく、営業活動に従事することは可能との理解でよいか(当該非公開情報を営業目的で利用しないことが前提)。また、当該担当者について、職位等の制限はないとの理解でよいか。
40			IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (5)内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項③イ	営業部門において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守に関する業務を担当する者が、非公開情報の漏えいを禁止される役職員として、営業部門の現場担当者が例示されているが、例えば、犯収法上の取引時確認等の業務には営業部門の特定の役職員のみではなく、現場担当者も顧客への聴取・資料の提出要請などで従事していることが多く、このような場合は、営業部門の現場担当者であっても、当該業務のために非公開情報を取り扱う限りにおいては内部管理部門等に該当するとの理解でよいか(当該非公開情報を営業目的で利用しないことが前提)。

N	分 類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
4	ホームベースルール撤廃 (兼職先の両社が取得し た情報と解することができる 場合)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (4)親子法人等	兼職者が入手した非公開情報につき、「いずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識をふまえて、適切に判定する」とあるが、兼職者と顧客とのコミュニケーションが、兼職先の両社に連携していることを前提とした文脈・経緯であって、この点が顧客にも認識されていることが明らかであれば、兼職先の両社が取得した情報であると解することは可能か。また、例えば、兼職者が顧客とコミュニケーションを取る際に、「自身は兼職者であり、貴社の情報は兼職先である証券と銀行の両社で共有させていただきたいが、もし情報の共有先を、証券あるいは銀行のみとされたい場合にはお申し出いただきたい」旨を予め明示し、特段のお申し出がないまま、取引が進行していく場合には、兼職先の両社が取得した情報であることがより明確になると思われるが、このような理解でよいか。
4		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (4)親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項⑥	平成21年1月31日付パブリックコメント回答(54-55頁)において、ホームベースルールを前提に、「(兼職職員である)営業担当者がアクセスすることができない非共有情報にかかる顧客を担当することは困難と考えられます。」(54頁NO.2)、「証券会社等とその親子法人等を兼職し、証券会社等が管理する非共有情報にのみアクセスできる職員は、証券業務に関してのみ、非共有情報にかかる法人顧客への勧誘が認められるものと考えられます。」(55頁NO.3)、「1人の兼職者が、証券会社に対してオプトアウトした顧客に株式売買を勧誘し、銀行に対してオプトアウトした顧客に融資の勧誘をするといった対応は認められないものと考えられます。」(55頁NO.4)とされているが、今次、ホームベースルールが廃止されたことから、銀行・証券の兼職者が非共有情報にかかる顧客を銀行・証券の双方で担当すること、及び、銀行商品の勧誘および証券商品の勧誘を行うことは、誤認防止を適切に行い、一方の非共有情報の他方の業務での勧誘への利用を行わない限りは、従前のような制限はないとの理解でよいか。

No	. 分 類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
4:		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (4)親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項⑥	平成26年3月28日付パブリックコメント回答No.52(※)において、持株会社Xと傘下の証券会社Aの内部管理部門以外の部門に属する兼職者に関し、ホームペースルールの適用があることを前提に、当該兼職者が証券会社Aの非共有情報にアクセスできる場合には、持株会社Xが証券会社A以外の子会社から受領した非共有情報にはアクセスできない、との趣旨の回答がなされている。今次、ホームペースルールが撤廃されることにより、持株会社Xと傘下の証券会社Aの内部管理部門以外の部門に属する兼職者は、①証券会社Aの職員の立場で証券会社Aの非共有情報にアクセスし、証券会社Aの業務上利用すること、②持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが傘下の銀行Bから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社Xとしての経営管理の業務上利用すること(当該兼職者が当該非共有情報を証券会社Aに提供せず、兼職先である証券会社Aの業務上利用しないことが前提)、および③持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが証券会社Aから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社としての経営管理の業務上利用すること(当該兼職者が当該非共有情報を銀行Bに提供しないことが前提。当該兼職者は、証券会社Aの非共有情報について、証券会社Aの職員と持株会社Xの職員の双方の立場でアクセス・利用が可能であるが、持株会社Xの職員の立場でアクセス・利用が可能な証券会社Aの非共有情報は、持株会社Xが経営管理目的で証券会社Aから受領した非共有情報に限定する前提)の全てが、同時に可能となる、との理解でよいか。 さらに、持株会社X、傘下の証券会社Aおよび傘下の銀行Bの3社の内部管理部門以外の部門に属する兼職者である場合、上記①から③までに加えて、④銀行Bの職員の立場で銀行Bの非共有情報にアクセスし、銀行Bの業務上利用することも、同時に可能となる、との理解でよいか。この場合、上記③に関しては、当該兼職者が当該非共有情報を銀行Bに提供しないことに加えて、兼職先である銀行Bの業務上利用しないことが前提。 ※https://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140328-3/01.pdf
44	ホームベースルール撤廃 (「利用」の考え方)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (4)親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項⑥	一段洛田下級部 い911か一の法人寺にのいてアクセ人できる非共有情報(ヨ該法人寺以外の法人寺が回嫁の 情報を有していないものに限る)を利用して・・・ について 非共有情報を受領し認識したことを以て直右に「利用し
4.	・ホームベースルール撤廃 (「利用」の考え方)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	開情報の授受 (4)親子法人等	「・・・いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報・・・を利用して、・・・・顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置」とあるが、勧誘等が行われないように兼職を認めないということではなく、兼職を認めた上で、例えば、兼職部署において実際に勧誘等を行っていないか検証する態勢を整備するとの方法は取り得るとの考え方で良いか。

No). 分 類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
4(金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (4)親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項⑥	IV-3-1-4 (4) ⑥のなお書きでは、兼職者がいずれか一方の非共有情報を他の兼職先における業務に関して役職員等に伝えることが非共有情報の授受に該当するとされている一方で、当該「役職員等」については括弧書で「当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。」とされている。 兼職する両業態の非共有情報を含めた非公開情報を兼職者間限りの資料として一覧化し、Need to know原則を踏まえたうえで、当該一覧を、それぞれの非共有情報が属する法人等の業務に係る案件の検討においてのみ参照する(銀行に属する非共有情報なのであれば銀行の業務に係る案件の検討においてしか参照しない。)ことは、非共有情報の授受に該当しないとの理解でよいか。
	利益相反管理 (利益相反のおそれのあ る取引の例示の位置付 け)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	様々な事例が列挙されているが、これらは「顧客の利益を不当に害すおそれのある取引」か否かを判断するための類型としての例示であって、これらが直ちに当該取引に該当するものではないとの理解でよいか。
4		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】 (案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
	利益相反管理 (利益相反のおそれのあ る取引の例示の位置付 け)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	金商業者等向けの総合的な監督指針の「IV-1-3(1)」には、「利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一では必要はないと考えられる。また、証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考られる。」との記載があることから、「利益相反のおそれのある取引」の具体例につき、金商業等府令第70条の4第項1号に基づき「対象取引」として特定、管理する方法として、情報遮断措置等、その他の体制整備によって利益反の発生を未然に防止すること等により、適切に管理することができる取引については、そのような取扱いも許容され
48		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	

No	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
49	利益相反管理 (〔M&A 関係〕の事例 ①)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 証券会社等がM&Aにおいて買手候補に対してアドバイザリー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等 が・・・売手側(対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。)に対して既に融資残高がある場合。
		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	・ 当該類型が想定している「利益相反のおそれ」の内容を具体的に確認したい。証券会社等がM & A における買手候補に対して善管注意義務を負い、できるだけ安く買うことができるようにアドバイザリー業務を行わなければならない一方で、親子金融機関等が信用状態の悪化した対象会社やその親会社に対する融資の回収金額・引当資産が増加することが利益となる構造にあることや、買手候補のアドバイザーである証券会社等が、売手側当事者に対する親子金融機関等の債権放棄等を伴うような条件での交渉を行いにくくなる場合などを指しているとの理解で良いか。
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	- 親子金融機関等の債権放棄等を伴うような条件での交渉を行いにくくなる場合などを指しているとの理解で良いか。 ・ その場合、当該類型に該当する取引の中から、対象取引を特定する方法として、例えば、コンプライアンス部門が 関与し、売手側当事者の信用状況等を踏まえつつ絞り込みを行ったうえで対象取引(金商業等府令70条の4第3項)を特定するという運営も認められるとの理解でよいか。
50	利益相反管理 (〔M&A 関係〕の事例 ②)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 証券会社等がM&Aにおいて買手候補に対してアドバイザリー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が・・・売手側(対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。)に対して既に融資残高がある場合。 「売手側」や「スポンサー」に該当するか否かについては、具体的な状況や案件の性質等を踏まえ各社で適切に判断
		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
51	利益相反管理 (〔引受関係〕の事例 ①)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれの ある取引を特定するための体制 の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 事業会社が有価証券(普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。)の発行により資本市場
		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会対して融資を行っている場合。 ***********************************
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	・当該類型に該当する取引の中から、対象取引を特定する方法として、例えば、コンプライアンス部門が関与し、資金使途や発行体の信用状況等を踏まえつつ絞り込みを行ったうえで対象取引(金商業等府令70条の4第3項)を特定するという運営も認められるとの理解でよいか。

No.	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
	利益相反管理 (〔引受関係〕の事例 ②)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 事業会社が有価証券(普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。)の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合。 ・「普通社債」と区別して「劣後債」を含めた趣旨を確認したい。親子金融機関等において発行体に対してシニアローンを有している場合、投資家に対して劣後債を取得させることにより、相対的に親子金融機関等のシニアローンの下支えとなる効果があり、この場合は資金使途が親子金融機関等の融資の返済に充当されるか否かを問わず、利益相反のおそれがあるということが想定されているとの理解でよいか。
52		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
	利益相反管理 3 (〔引受関係〕の事例 ③)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれの ある取引を特定するための体制 の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 事業会社が有価証券(普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。)の発行により資本市場
53		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合。
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】 (案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
		金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 証券会社等が引受けや顧客の有価証券発行に関する助言等を行いながら、自己又はその親子金融機関等が他の 顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
54	利益相反管理 (〔引受関係〕の事例 ④)	主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	・本類型が想定している「利益相反のおそれ」の内容を確認したい。文言上、有価証券の引受時の募集条件に影響を及ぼすために、実勢を反映しない作為的な相場形成を目的とした投資助言を行うことなど法令上の禁止行為以外にも、証券会社等が引受・募集の取扱いを行う場合などの日常的な業務の一般が必然的に本類型に該当するよう
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	にも読める。証券会社等が引受・募集の取扱いを行う場合や親子金融機関等がこれに関連して金融商品仲介業務を行う場合などの日常的な業務の一般がここでいう「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合には、証券会社等の関与状況を投資家である顧客に開示することなどが考えられるが、このような理解でよいか。

No	分類	意見等に係る文書名	意見等に係る箇所	意見等
	利益相反管理 (〔その他〕の事例①)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれの ある取引を特定するための体制 の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 証券会社等又はその親子金融機関等が発行又は組成する有価証券を、当該証券会社等が顧客に推奨・販売する場合。
55		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】 (案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
	利益相反管理 (〔その他〕の事例②)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-1-3(2)利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備①	「利益相反のおそれのある取引」 証券会社等又はその親子金融機関等が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&A に係るアドバイザリー業務の提供、又は融資を行いながら、当該証券会社等が当該顧客に関するリサーチレポートを他の顧客に対して提供する場合。 ・本類型にかかる管理方法としては、チャイニーズウォールの設置や、日証協規則「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」等で利益相反開示が必要とされている項目を開示することが想定されているとの理解でよいか。
56		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-5-2(1)利益相反のおそれの ある取引の特定等①	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-12-2(1)利益相反のおそれのある取引の特定等①	
	優越的地位の濫用 (「インセンティブを与える」 の趣旨)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4親子法人等との非公開情報の授受 (6)優越的地位の濫用防止④	「役職員の業績評価等について、優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティフを与えるようなものになっていないか」(金商業者指針)、「役職員の業績評価等について、優越的な地位の濫用を誘発するインセンラブを与えるようなものになっていないか」(主要行指針、中小指針)という部分については、グループ連携に関するイセンティブを与えることだけをもって一律・機械的に「優越的地位を不当に利用する行為を誘発するインセンティブを与えるようなもの」となっていると判断するとようなもの」あるいは「優越的な地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなもの」となっていると判断するという趣旨ではなく、優越的な地位の濫用を不当に誘発するものでないか、その妥当性を金融機関においても適切に確認する必要があるとの理解でよいか。
57		主要行等向けの総合的な 監督指針【新旧対照表】 (案)	V-3-3-6(3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について②	
		中小・地域金融機関向け の総合的な監督指針【新 旧対照表】(案)	Ⅲ-4-7-5(3)②銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について②□	
58	優越的地位の濫用 (誤字と思われるもの)	金融商品取引業者等向 けの総合的な監督指針 【新旧対照表】(案)	IV-3-1-4(8)監督手法·対応	「なお、証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用については、 優越的地位の乱用防止 (以下略)」は、「濫用防止」ではないか。